

89. 01

商標登録出願に関する情報提供について**1. 情報提供制度の意義**

平成8年の商標法改正により、商標権付与前の登録異議申立制度が廃止され付与後登録異議申立制度に移行することとなり、これまで付与前登録異議申立制度が果たしてきた、公衆に審査官の判断に対する意見を開陳する機会としての役割は、付与後の商標登録異議申立制度に引き継がれることとなった。

したがって、このような機会が公衆に与えられることなく商標権という強力な権利が発生することを踏まえると、審査主義を堅持する商標審査にあっては、より一層的確な審査の遂行が要求される場所である。

そこで、これまで運用によりなされてきた情報提供に関する手続を、新たに商標法施行規則中に規定することにより制度化し、その利用を拡大することによって、審査の的確性及び迅速性の向上を図り、瑕疵ある商標権の発生を未然に防止することとした。

なお、情報提供制度は、審査の的確性及び迅速性の一層の向上を図るために有用な情報を円滑に入手するための手続として位置づけられるべきものである。

（商施規第19条（情報の提供）参照）

2. 具体的な運用**① 情報提供者**

「何人」も情報の提供をすることができる。

なお、「提出者」の欄における氏名等の記入は省略することができる。

ただし、その場合「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の欄には「省略」と記載する。

② 情報提供の対象となる商標登録出願

情報提供は、特許庁に係属している商標登録出願についてのみ対象とすることができる。

したがって、特許庁に係属しなくなった商標登録出願（例えば、拒絶査定が確定した出願、設定登録された商標権に係る出願、取り下げられた出願）については、情報提供をすることはできない。

提供に係る事件が特定できない場合には、却下処分の対象とする。

③ 提供することができる情報

その商標登録出願に係る商標が、次のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

商第3条、商第4条第1項第1号、第6号から第11号まで、第15号から第19号まで、商第7条の2第1項、商第8条第2項若しくは第5項の規定により登録することができないものであること。

上記に該当しない情報が提供された場合、審査官はこれを考慮しない。

また、商第68条の32（国際登録の取消し後の商標登録出願の特例）又は商第68条の33（議定書の廃棄後の商標登録出願の特例）の規定が適用される国内出願についても、商第68条の34第2項の規定により、商第15条第1号及び第2号の規定が適用されないこととなるため、審査官はこれを考慮しない。

④ 提出可能な資料

情報提供者は、提供しようとする情報を「書類」で提出することができる。

提出できる「書類」には、刊行物若しくはその写し又は商標登録出願等の願書の写しのほか、商標の使用に係るカタログ、パンフレット、取引書類の写し等の証明書類が含まれる。

ただし、「書類」に該当しないもの、例えば、商標の使用状況を撮影したビデオテープ等については提出することはできない。

⑤ 刊行物等提出された書類の取扱い

i) 審査官は、職権による調査では知り得ることのできなかった情報であり、客観的にその提出書類により証明しようとしている事実の存在について確信を得ることができる場合に限り、提出書類を拒絶の理由の有無の審査をする際の参考資料として採用する。

i i) 審査官は、提出書類を検討した結果、その商標登録出願について拒絶の理由がある旨の心証形成を得ることができた場合は拒絶の理由を通知する。

⑥ 情報提供者の提供に係る情報に関する釈明・面接等の機会

情報提供者は、商標登録出願の審査に係る当事者ではないので、提供された情報に関する釈明や、当該商標登録出願の登録の可否に関する説明、面接等を目的として審査官と連絡を取ることは認めない。

また、審査官は情報提供者を、商第77条で準用する特第194条第1項（書類の提出等）でいうところの必要な書類、その他の物件の提出を求める当事者とするとはできない。

⑦ 情報提供者へのフィードバック

提供者の希望により情報の利用状況についてフィードバックを行う。

その内容は、

- a. 提供された情報が情報提供前の拒絶理由通知に既に利用されていたか、
 - b. 情報提供後の拒絶理由通知に利用されていたかどうか、
- である。（最終的審査結果については、フィードバックする必要はない。）
なお、フィードバックを希望する旨は「刊行物等提出書」の「提出の理由」の欄に記載されている。

⑧ 出願人への通知

情報提供があった事実は出願人に通知される。

⑨ 提供された情報の閲覧

提供された情報は閲覧に供する。

⑩ 施 行 日

商標登録出願についての情報提供制度は、平成9年4月1日から施行。なお、商第7条の2第1項（追加）についての情報提供制度は平成18年4月1日から施行。

⑪ 情報提供（「刊行物等提出書」）の様式

参考「様式第20（商施規第19条関係）」参照

参考 商施規様式第20（商施規第19条関係 抜粋）

【書類名】 刊行物等提出書 （【提出日】 令和 年 月 日） 【あて先】 特許庁長官 殿 【事件の表示】 【出願番号】 【提出者】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【提出する刊行物等】 【提出の理由】
--

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のように出願の番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号を記載する。
- 2 第19条第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第3項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。
- 3 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上ある時は、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】
（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 「【提出の理由】」の欄には、当該刊行物等によりその商標登録出願に係る商標が登録要件を欠くものであるとする理由を記載する。

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、26、29及び40から43まで並びに様式第10の備考2及び5と同様とする。

(注) 以下をクリックすると、関連情報をご覧になれます。

○ [商標登録出願に関する情報提供について](#)